平成２４年（フ）第７５８４号
東京都文京区大塚４丁目24―１―302
債務者　先岡　明子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５８９号
東京都青梅市東青梅５丁目６―２―102
債務者　佐伯　泰則
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５９０号
埼玉県越谷市北越谷１丁目８―20―107
債務者　菊池　俊明
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５９６号
東京都目黒区目黒本町１丁目16―13―209
債務者　水上　　潔
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５９８号
東京都大田区鵜の木１丁目６―14　田村方203
債務者　飯島　敏一
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６０４号
千葉県八街市八街へ199―1292
債務者　前田　英男
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６０５号
東京都大田区仲六郷１丁目１―１―101
債務者　前山　二男
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６０６号
東京都大田区仲六郷１丁目１―１―101
債務者　前山　淑子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６０９号
東京都練馬区早宮１丁目23―３―202
債務者　菅原　三男
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６１０号
東京都中野区本町１丁目23―10―101
債務者　西光　　海
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６１４号
埼玉県川口市東領家２丁目29―１
債務者　松島真祈子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６１９号
東京都足立区西竹の塚１丁目14―７―302
債務者　平岩さつき
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６２７号
東京都墨田区立花５丁目26―８
債務者　新井　　栄
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６３６号
東京都江戸川区東葛西１丁目15―９―202
債務者　中嶌　英彦
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６４３号
東京都荒川区東日暮里２―21―10　２階、住民票上の住所東京都荒川区東尾久４丁目16―９―306
債務者　本田なつき
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６５５号
東京都板橋区高島平５丁目41―５　第三やまき荘102
債務者　小林都代子
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部